

シ様式第4号（表面）

シルバー人材センター連合有料職業紹介事業報告書

1 事業所の名称及び所在地

公益社団法人山形県シルバー人材センター連合会 鶴岡市事業所
山形県鶴岡市美咲町26-1

2 活動状況（国内）

取扱 業務等の区分 項 目	①求 人				②求 職	
	有効求人数	求人数			有 効 求職者数	新規求職 申込件数
		常 用 求人数	臨 時 求人延数	日 雇 求人延数		
稲作・畑作作業員	15 人	人	人日	113 人日	15 人	件
計	15 人			113 日	15 人	

取扱 業務等の区分 項 目	③就 職				④離 職	
	常用就職件数		臨 時 就職延数	日 雇 就職延数	無期雇用 (6ヶ月以内／解雇除く)	
					離職	不明
稲作・畑作作業員	件	うち 無期雇用 件	人日	113 人日	人	人
計				113 人日		

3 収入状況（国内）

取扱 業務等の区分 項 目	求人者（上限制）手数料 (職業安定法第32条の3第1項第 1号の規定による手数料)			求人受付手数料 (別表第2)	求人者（届出制）手数料 (職業安定法第32条の3第1項第 2号の規定による手数料)			求職受付手数料
	常用	臨時	日雇		常用	臨時	日雇	
稲作・畑作作業員	千円	千円	98 千円	件 千円	千円	千円	千円	件 千円
計			98 千円					

取扱 業務等の区分 項 目	求職者手数料 (職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料)		
	常用	臨時	日雇
芸 能 家	件 千円	件 千円	件 千円
モ デ ル			
科学技術者			
経営管理者			
熟練技能者			
計			

4 職業紹介の業務に従事する者の数

3	人
---	---

5 返戻金制度

有 ☒ 無 ☐	(有の場合、その概要)
--	-------------

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 38 条第 3 項により適用する職業安定法第 32 条の 16 の規定により上記のとおり報告します。

(元号) 令和 8 年 4 月 2 7 日

⑤氏名又は名称

公益社団法人
山形県シルバー人材センター連合会
会 長 齋 藤 武 弘

印

山 形 労 働 局 長 殿

シ様式第4号（裏面）

記載要領

- 1 有料職業紹介を行う事業所ごとに別紙で記載することとし、有料職業紹介事業者を管轄する都道府県労働局にまとめて提出すること。
- 2 対象期間については、前年の4月1日から3月末日までとすること。
- 3 活動状況（国内）
 - (1) 2の①有効求人数欄には、その3月末日における求人数を記載すること。
 - (2) 2①及び2③欄には、取扱業務の範囲の区分ごとに、1箇年における求人及び就職数について、「常用」、「臨時」、「日雇」の区分ごとに記載することとし、常用についてはその人（件）数、臨時及び日雇についてはその延数（人日）を記載すること。
 - (3) 2②の「有効求職者数」欄には、その3月末における求職者数を記載すること。
 - (4) 2②の「新規求職申込件数」欄には、取扱業務の範囲の区分ごとに対象期間中に新たに求職申込みのあった件数を記載すること。
 - (5) 2④の「離職」欄には、前々年の4月1日から前年の3月末日までの間に常用就職した者（期間の定めのない労働契約を締結した者に限る。以下「無期雇用就職者」という。）のうち、就職後6ヶ月以内に離職した者の数を、④の「不明」欄には、無期雇用就職者のうち、就職後6ヶ月以内に離職したかどうか明らかでない者の数を記載すること。
 - (6) 2欄において、「常用」とは、4ヵ月以上の期間を定めて雇用される者又は期間の定めなく雇用される者をいい、「臨時」とは、1ヵ月以上4ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいい、「日雇」とは、1ヵ月未満の期間を定めて雇用される者をいう。なお、雇用の予定期間は、雇用の開始年月日から雇用契約の期間の終了する年月日までの日数とし、雇用の予定期間内に休日があつても雇用が継続する場合は、すべて通算するものとする。ただし、断続的な就労の場合は日雇とすること。
- 4 3の収入状況には、「常用」、「臨時」、「日雇」の区分及び取扱業務の範囲の区分ごとに、対象期間内における全ての手数料収入について取扱業務の区分ごとに記載すること。

また、芸能家、モデル、科学技術者、経営管理者及び熟練技能者に係る手数料については、求人者手数料（職業安定法第32条の3第1項第1号及び第2号の規定による手数料）又は求職者手数料（職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料）にそれぞれ別に記載すること。
- 5 その紹介により就職した者のうち労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第5号の作業に従事する者に係る第二種特別加入保険料に充てるべき手数料を徴収した場合は、手数料管理簿の写しを本報告書に添えて提出すること。
- 6 4の「職業紹介の業務に従事する者の数」欄には、当該職業紹介を行う事業所に係る3月末における職業紹介の業務に従事する者の数を記載すること。
- 7 5の「返戻金制度」欄には、返戻金制度（その紹介により就職した者が早期に離職したことその他これに準ずる理由があつた場合に、当該者を紹介した雇用主から徴収すべき手数料の全部又は一部を返戻する制度その他これに準ずる制度）の有無を記載すること。また、返戻金制度を設けている場合には、その概要を記載すること。
- 8 ⑤欄には、氏名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。